

会 議 録

NO.1

会議名	平成30年度第1回小金井市青少年問題協議会		
事務局（担当課）	児童青少年課		
開催日時	平成31年3月27日（水）午前11時～午後0時8分		
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室		
出席者	委員	西岡会長、吹春委員、村山委員、白井委員、渡辺委員、たゆ委員、黒須委員、清水委員、福嶋委員、高橋委員、木下委員、大澤（幸）委員、櫻井委員、古源委員、小山委員、嶋生活安全課長（平山委員代理）、梅津生活環境安全課長（田原委員代理）、大熊委員、大澤（秀）委員	
	その他	欠席：佐野委員、倉持委員、羽田委員、菅田委員、小泉委員、天野委員	
	事務局	鈴木児童青少年課長、田中児童青少年係長、前田主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0 人
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 専門委員会からの報告（リーフレット（案）の承認について）</p> <p>(2) その他</p> <p>① 関係各所からの報告</p> <p>② 子どもの権利に関する条例に関する陳情について（報告）</p> <p>③ 次年度「青少年問題協議会アンケート」について（報告）</p> <p>5 閉 会</p>		
提出資料	<p>○ 配付資料</p> <p>資料1 「みんなで話そう 子どもの居場所！」(リーフレット 見本)</p> <p>資料2 青少年問題協議会アンケート実施結果</p> <p>資料3 専門委員会の活動の概要報告</p> <p>資料4 小金井市子どもの権利に関する条例に関する陳情及び条例改正案（議員提案）の概要について</p> <p>資料5 次年度「青少年問題協議会アンケート」スケジュール（案）</p>		

<p>少年課長</p>	<p>本日は、菅田委員、羽田委員、倉持委員、佐野委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、多摩府中保健所から梅津生活環境安全課長様、小金井警察からは嶋生活安全課長様に代理でご出席をいただいております。</p> <p>小金井市青少年問題協議会条例第6条第1項に定められた会議の定足数である半数以上のご出席をいただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから平成30年度第1回小金井市青少年問題協議会を開催いたします。</p> <p>お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>初めに、会長の西岡市長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>なお、以降の進行につきましては、会長が座長を務めさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>皆様、こんにちは。小金井市長の西岡真一郎でございます。本日は小金井市青少年問題協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>また、日ごろより皆様方には青少年の健全育成のため、何かとご尽力、ご協力を賜っていることに心から御礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>本青少年問題協議会では、昨年3月27日、この会場で、今期のテーマを子どもの居場所と定め、市内小中学校で子どもたちと、その保護者にアンケート調査を行いました。その結果を受けまして、啓発用のリーフレットを作成、配布することを決定いたしました。</p> <p>本日は、アンケートの実施結果と、それを受けたリーフレットの案につきまして、1年間、検討を重ねていただいた11名の専門委員を代表して、小金井市立小金井第一小学校の高橋校長に報告をしていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本市では、子どもの権利を保障し、子どもたちの健やかな成長を願った小金井市子どもの権利に関する条例がございます。今月12日に条例制定からちょうど10年を迎えたところであります。来年度はこの条例の制定10年を記念した取り組みを検討しており、その一環といたしまして、本協議会として、子どもたちの実態を捉える子ども実態調査アンケートを市内の全小中学校で実施をさせていただいたらというふうに考えております。本日、皆様のご意見を賜れば</p>

<p>田 中 児 童 青 少 年 係 長</p>	<p>と存じます。</p> <p>また、お越しいただいた関係機関の皆様にも、最近の状況についてお話をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、先ほど申しあげましたアンケートでございますが、これまでの経緯も含めまして、詳細は後ほど事務局からご説明をさせていただきます。</p> <p>本日は短い時間でございますが、皆様方からの貴重なご意見をいただき、ご議論をお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、お手元の資料について、事務局よりご説明を申し上げます。</p> <p>資料1、「みんなで話そう 子どもの居場所!」、リーフレットの見本でございます。資料2、青少年問題協議会アンケート実施結果、でございます。こちらは直近2回の専門委員会会議資料として市ホームページに掲載しているものと同内容でございます。資料3、専門委員会の活動の概要報告、資料4、小金井市子どもの権利に関する条例に関する陳情及び条例改正案（議員提案）の概要について、資料4の裏面に資料5、次年度「青少年問題協議会アンケート」スケジュール（案）でございます。また、多摩府中保健所様より、薬物乱用防止推進に向けた取組実績、乱用対策推進計画について、を配付いただいております。それと、参考といたしまして、保護司会報北多摩東（平成30年度第2号）、小金井市青少年問題協議会条例施行規則をお配りしてございます。</p> <p>なお、施行規則につきましては、従前、同様の内容を運営要綱で定めていたところでございますが、都内25市中で条例以外に詳細な定めを設けている13市のうち、11市が要綱ではなく規則で定めていることが調査でわかりましたことから、本市もそれに合わせる形を変更を平成31年3月25日に行ったところでございます。内容は従前の要綱とほぼ同じでございますが、第2条第2項の関係行政庁の職員について、従前は各機関の長となっていたところを、長の推薦する職員も委員となれる形に変更しております。変更の影響がある関係行政庁の皆様には、平成31年7月に予定されております本審議会委員の改選の際に改めてご連絡をいたしますが、本日は次年度に向けた参考</p>
------------------------------	--

<p>西岡会長</p>	<p>として資料配付をさせていただいております。</p> <p>配付物は以上でございます。ご確認をいただき、ご不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。</p> <p>配付物に漏れはなかったでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、進行させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>以降、議事を進めてまいります。</p> <p>議題1、専門委員会からの報告を議題といたします。</p> <p>小金井市立小金井第一小学校の校長先生の高橋専門委員長より、今期の専門委員会の審議内容及び審議結果につきまして報告をお願いいたします。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>小金井第一小学校の校長の高橋と申します。専門委員会委員長として、平成30年度、都合3回開催させていただきました専門委員会の審議結果についてご報告をさせていただきます。着座にて報告させていただきます。</p> <p>まず、審議内容の経過について、でございます。資料3をごらんください。専門委員会の活動の概要（報告）ということでまとめさせていただきました。</p> <p>昨年度に引き続き、専門委員会は全3回開催いたしました。第1回は5月25日、金曜日に開催いたしました。富士道委員の退任に伴う木下専門副委員長の選任を行い、その後、3月の開催の本協議会でのご意見も参考に、子どもの居場所に関するマークシート4択、19問、自由記載2問からなるアンケート案の最終校正と確定をいたしました。</p> <p>その後、6月下旬から7月中旬にアンケートを小金井第一小学校、小金井第三小学校、小金井第一中学校、南中学校の4校で、小学校4年生から中学校3年生の各学年1クラスずつ、児童生徒と、その保護者に対して実施いたしました。アンケートの実施結果は資料2のとおり、子ども382件、保護者343件の回答となっております。</p> <p>なお、この資料2については、市ホームページの平成30年度青少年問題協議会会議録内に、平成30年度第2回、第3回の専門委員会の資料として公開されております。</p> <p>その後、8月下旬に事務局から各委員に送付された結果を受け、10月19日、金曜日開催の第2回専門委員会でアンケートの結果の分析と、啓発用リーフレットにどの項目を載せるかなどについて議論を</p>

行いました。

さらに、平成31年1月17日、木曜日の第3回専門委員会でリーフレット案の内容、校正について議論を行い、最終的にそこで議論された内容を反映して、3月中旬に完成したものが、本日お示ししております資料1のリーフレット（案）でございます。

本リーフレットですが、「みんなで話そう 子どもの居場所！」のタイトルで、表紙に1問、家族と一日でどれくらい会話をしているか、開いた裏面に5問、子どもの意識について、さらに裏面見開きで、上段に放課後の居場所4問、下段にネット・SNS等の利用について3問あり、アンケート結果を児童生徒とその保護者の回答の円グラフでの比較を中心に、適宜学年ごとの変動やコメントを付しています。

また、専門委員会での議論において話が出た記載やメッセージを吹き出し等で加え、親子の会話などを訴える一方、スマホのルールの認識のように、前回の調査より数字の下がっている内容や、児童生徒と保護者の視点に差が多いところについて、わかりやすいようにコメントを追記しております。

リーフレット全体を通じたメッセージとしては、心も含めた形で子どもの居場所について家族で考えていただくことを訴えています。

なお、本日、この内容についてご承認をいただきました後、前回のリーフレット同様、新年度6月までにカラー印刷で1万部弱を作成の上、主に市立小中学校の児童生徒全員に配布いたします。子どもたちが持ち帰ったものを各家庭でお読みいただき、ご家庭の中の親子の会話の中でご活用いただくことを考えています。

また、この青少年問題協議会の皆様、市議会議員の皆様、主任児童委員の皆様、町内会長の皆様等にも配布をさせていただくとともに、児童館や子ども家庭支援センター、公民館などの公共施設にも配置を考えており、地域の方々にもお読みいただくことを想定しています。

さらに、過去に作成されました5つのリーフレット同様、市ホームページにも掲載予定でございます。

以上で専門委員会からの報告を終わります。

ご報告をいただきました。ありがとうございます。

ただいま報告をいただきましたが、高橋専門委員長以外の専門委員会の皆様方から何かお伝えしたいことがありましたらお話ししていただきたいと思っております。何かありますか。よろしいですか。

西岡会長

<p>大熊委員</p>	<p>それでは、委員の皆様方からご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>それでは、ご質問、ご意見ともないようでございますので、質疑を終了させていただきます。</p> <p>教育長、どうぞ。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで十分なんですけれども、一番初めにこういう形で配られるんですか。折って。</p>
<p>田中児童青少年係長 大熊委員</p>	<p>折った状態です。</p> <p>こうですよ。こうやって配られたときに、「みんなで話そう 子どもの居場所！」というタイトルで、中、開けるかな。何という言葉がここにあったら中を開けて見てみるという感じになると思いますか。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>このアンケートをやったときの一番の問題点は、どこにあるかというのを、見てみたいと思えるような言葉がここに来ないと難しいと思うんですけれども、今回、アンケートをして一番の問題点というのは何だったんですか。</p>
<p>大熊委員</p>	<p>今回のアンケートをして、一番の問題点というのは、子どもの居場所についての捉え方というものが、子どもと保護者によってやはり差異が見られたというところ。また、居場所についての捉えが、アンケートの前段のところに書かせていただいておりますが、物理的な居場所と心の居場所ということで整理をさせていただきましたが、児童、保護者については、その辺の居場所のあり方というものについても、ちょっと混同しているような状況があったということで、今回、私たちはこのアンケートをつくりました。</p> <p>なので、このアンケートを皆様に見ていただくことで、その居場所のあり方、また、子どもたちの放課後、心の居場所、つながり的なものについて考えていただくことを想定しているところです。</p>
<p>大熊委員</p>	<p>これを見て、インターネット・SNSの使用時間が3時間を超えている子どもと、30分以内と言っている子どもの、学校から帰ってきたときに保護者がいるかいないかというやつの相関をとって見たらおもしろいかなと思っていて、何らかの外的要因が子どもたちの放課後の居場所を変えているんじゃないかという、まだぱっと見てよくわからないんですけども、子どもが9%、3時間以上という、やっぱり相</p>

当な数字なので、この子たちはどういうことを感じているのかというのをちょっと分析してみて、学校の先生たちにもそのことをわかってもらえると、多分、居場所がないからこっちに行っているんだと思うんですよね。だから、その辺のところには何か、すごい結果が出ているので、時間がないところなんだけれども、相関をとってみてもいいので、できるので、割合だけでも違うよね。3時間以上の子ども……、でもな、厳しいかな。親御さんは好きで家にいないわけじゃないからね。これはこれで出しておいても、教員のほうはそういうことをしっかり分析しないと、これだけじゃ動き出せないのも、もったいないかなという気はするな。割合だけでもいいので、どのぐらいになっていると思いますか。3時間以上の子どもと、30分の子どもでは、家に帰ったときに保護者がいるかいないかの割合はどのぐらい違うと思いますか。

それから、SNSをやっている子どもと、外で遊んでいる子どもと、家に帰っている子どもというのがあって、友達のところに行くというふうに答えた子と、それから、家に行くという子の割合を調べてみると、ものすごく出ると思うんだよね。そうなってくると、放課後の子どもの居場所がないということが、家で自分でSNSで遊ぶということになっちゃっているわけだから、もっと充実しなきゃいけないという警鐘を鳴らせることになるのかなという気はするんですけどね。そんな時間、かからないと思うんだけどね。今日中には無理だけど。

パンフレットはこれにしても、教育委員会として先生方に伝える資料としてはぜひとも欲しいな。エクセルでももらえれば、僕のほうでやるので。

どうぞ。

専門委員長です。今、教育長から言われたことについては、こちらの専門委員のほうでもちょっと検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、このリーフレットを校長会等でも、また説明をさせていただいて、特に、今、教育長が言われた、9%の子どもの部分ですとか、当然、学校で子どもたちの様子を見て実際どうなのかというところも、リーフレットを配るときに学校のほうで注意をしてほしいなどの話はしていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

西岡会長
高橋委員

大熊委員

<p>西岡会長</p>	<p>今、大熊教育長からあったお話、専門委員会の方々に検討いただいて、実施していただいたアンケート結果を、さらに重要なところについてご指摘いただいたということで、時期的には専門委員会の開催が今のところないので、大熊教育長の中で教育委員会のほうとまず連携していただいて、この調査結果をぜひ活用していただきたいと思っておりますので、よろしくご対応のほど、お願いします。</p>
<p>大熊委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>福嶋委員。</p>
<p>福嶋委員</p>	<p>福嶋です。</p>
	<p>今、大熊教育長が、SNSのところの円グラフを見て、3時間以上が9%というのをぱっとおっしゃったんです。私もそうだろうとは思ったんですけども、じゃ、あと残りの33%とか25%は一体どれに入るかというのが、この白黒じゃちょっとよくわからないんですね。経費削減で白黒のものを配付されたと思うんですけども、できましたら、我々にもカラーのものを配付いただければ、その辺が一目瞭然かなというふうの一つ思いましたのと、今のSNSのところの吹き出しが、ほかのところの吹き出しとちょっと違うんですね。ほかのところは、みんな雲型になっているんですけども、ここだけはきちんと。これは少し統一されたほうがいいんじゃないのかなという気がしました。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>以上です。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>高橋委員。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>わかりました。今の吹き出しの統一ということについては、あわせてこちらのほうで検討させていただきます。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>他にございますでしょうか。</p>
	<p>それでは、以上で質疑を終了させていただきます。最後の吹き出しのところについては検討いただけるということで、より見やすいものをお配りしているものは白黒でございまして申しわけございません。今後、こういったものを配るときは、例えば回覧も含めて工夫をするようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p>
	<p>平成29年度に3回、平成30年度に3回の専門委員会を開催するとともに、アンケートの実施及び取りまとめ、リーフレットの作成など、<u>委員長</u>をはじめとする専門委員の皆様、大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。</p>

<p>嶋 生 活 安 全 課 長</p>	<p>本日いただいたご意見は参考とさせていただくわけですが、専門委員会による報告書に係る審議を終了させていただきます。</p> <p>今期のリーフレットにつきましては、高橋専門委員長を中心に、本日の意見も参考にさせていただきながら、再度精査し、印刷して6月に配布する予定とさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、その他でございます。</p> <p>本日は、小金井警察署、多摩府中保健所からご出席をいただいておりますので、SNSを取り巻く問題など、また課題など、近況をお話ししていただければと思いますので、お願いします。</p> <p>最初に、小金井警察署より、嶋様、お願いいたします。自己紹介も兼ねて。</p> <p>このたびの2月25日の警視庁の異動で碑文谷警察署の生活安全課長代理から課長職ということで昇任してこちらに着任いたしました嶋と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>子どもとかかわるのは前任の碑文谷警察が初めてでした。それまでほとんど事件捜査ということで、主に詐欺事件を担当してまいりましたので、ちょっと子どもの犯罪等についてはふなれな点があると思われるので、資料を見ながらお話しさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。</p> <p>小金井署は、皆さんご存じのとおり、小金井市と国分寺市という行政区画、2カ所所管している関係で、数字上、小金井市の数字というのがなかなか警視庁の統計上で出づらいところを、ちょっとご了承していただきたいと思います。</p> <p>昨年、小金井署で犯罪少年を検挙したのは36件になります。うち逮捕が8、不拘束が28となります。不拘束というのは、ほとんど万引き関係は初犯だと不拘束になりますので、罪種的には万引きが多いのではなかろうかと思います。</p> <p>そのほか、深夜徘徊だとか、補導という面で捉えますと、昨年は170件補導させていただきました。170件のうち、どういう補導が多いのかといいますと、今お話ししたとおり、ほとんどが深夜徘徊ということで、10時、11時以降、遊び歩いているということとなります。</p> <p>また、ゲームセンター等につきましても、小金井市内、国分寺市内も合わせて4カ所のゲームセンターがありますので、そこが主なこ</p>
--------------------------	---

ととなります。

今、SNSの関係でお話しありましたけれども、やはりインターネットを利用した、子どもたちが詐欺に巻き込まれている、または児ポルということで、自分の写真を要求されて裸の写真を送っているということがありますので、警視庁としてもSNS関係の使用については、リーフレットにもありましたように、家庭でのルールをつくっていただくとともに、親自体が模範を示していただきたいなど、親がやはりそれに頼ったような生活をしていると、子どもも同じような生活になっていくのではないかとということで、子どもと親に対して、会議の場、またはお話しする場があるときには、そのようなお願いをしているところでございます。

近年ですけれども、当署では、やはり最近、芸能人のコンサートのチケットが、当たりはずれがある関係で、手に入らないということで、インターネット上で売り買いが往々にされております。ひとえに被疑者が大人というわけではありませんので、少年少女自体が被疑者という立場で、先般も高校3年生を検挙させていただいているところです。少年少女たちが、また同じような被疑者であり、加害者であるというようなのが現状であります。特に、一説に聞くところによりますと、学校内でグループごとの仲間ができています。その仲間に入らない仲間外れみたいな形に取り扱われるというような形で、というお話も耳に入っております。ですから、芸能人のいろんな、ジャニーズのグループ、または韓流グループ、いろいろグループ、芸能人がいますけれども、このグループごとの仲間が構築されつつあるのではないのかなというふうに感じて捉えております。

また、そのほか、児童虐待事件につきましては、昨年度、身体的虐待を受けたお子さんが8名、身柄通告が3名、書類通告が5名ということで、直ちに親から切り離したお子さんが3名いました。または、ネグレクト、かかわりを持たないような親御さんが6人で、心理的虐待が43人というような形で、それぞれ児童相談所等へ身柄通告または書類通告させていただいております。この心理的虐待というのは、弊署では、子どもの前で夫婦喧嘩すると、これも心理的虐待の一部ということで報告させていただいております。子ども自身がいじめに遭わなくても、ご両親が喧嘩していれば、それは心理的虐待。やはり統計をとってみますと、暴力系統にあるご両親の家庭で育ったお子さん

というのは、そのお子さんが大きくなったときに、また暴力で自分の子どもなり、近親をしつけと称して暴力を振るうというような傾向がありますので、今、弊署では夫婦喧嘩も見逃さないで児童相談所に通告して、児童相談所のほうから家庭のあり方について指導していただいているところでございます。

そのような形で、警視庁としても、先般3月に起きました、目黒事件と言われてはいますけれども、あれは碑文谷管内、私のいた警察署の管内であった事柄で、あの事件につきましても、児童相談所、家庭支援所、または警察、この3者がどのような連携で、あの児童を把握していたのかということ、または香川県のほうからどのような連絡を受けていたのか、そういうことを検証して、反省するべきことは、改善していこうということで、昨年、目黒区では1年間かけて、その原因、対策、そのあたりを話し合っていました。

結果としては、意見交換の場を多くつくるということと、まちの人の目というんでしょうか、住民の方の目に、例えば泣き声、その他いろいろあった場合は、警察または他の関係機関に連絡するようというような広報活動をして、いち早くアンテナを広く広範囲に立てて、些細な状況でも警察、または家庭相談所、または児童相談所のほうへ情報が寄せられるような形をとっていければなというような形で広報活動をすることに決まって、早速やり始めています。

そのような関係で、私、着任して1カ月になりますけれども、お子さんが泣いているとかいう110番が目黒区に比べるとちょっと少ないんじゃないのかなという感じがありますので、いかにそういう虐待の関係の情報が広く警察、またはその他の関係機関に入るような、そういう広報活動も改めて提案させていただければなと思いますので、今後ともご協力、よろしくお願いたします。

西岡会長

ご質問等は、後ほどまとめてお受けいたします。

続きまして、東京都多摩府中保健所、梅津様、よろしくお願いたします。

梅津生活環境安全課長

改めまして、東京都多摩府中保健所生活環境安全課長の梅津でございます。

本来であれば、保健所長の田原よりご挨拶させていただく場でございますが、本日、他の所用公務を重ねておりましたので、この場に駆けつけることができず、大変申しわけございません。

小金井市様とは、平素より、小金井市官公署等連絡協議会二水会ですとか、それから、薬物乱用小金井地区推進協議会など、さまざまな場面、依頼に対しまして協力させていただいているところでございます。この点について改めて感謝申し上げます。ここからは着座にてお話しさせていただきます。

保健所、青少年に特化した事業ということではないんですが、今回の会議につきましては、薬物乱用防止の事業について少しお話しさせていただきます。

都民一人一人が薬物に関する正しい知識を身につけて、違法な薬物には絶対に手を出さないという強い意識を持ち、とりわけ次世代を担う若い世代、若者たちに対して、薬物の危険性を正しく認識してもらおうという視点を持って、保健所としても取り組んでいるところでございます。

その中におきまして、薬物乱用協議会の指導員の皆様ほか、関係者、事務局の皆様には、常日ごろより青少年の薬物対策に対しまして、街頭啓発活動ですとか、それからさまざまなキャンペーン活動、薬物乱用防止教室やポスター標語募集事業などなど、日ごろよりさまざまな活動に取り組んでいただきまして、まことに感謝してございます。

特に薬物乱用ポスターの標語募集事業、これ、東京都全体でやっている事業でございますが、平成30年の実績では、東京都全体でポスターが、これはホームページにも出ていますけれども、1万1,410点のポスターが集まった。それから標語については4万4,719点の標語が集まりました。これ、合わせますと5万6,129点、5万6,000点を超えているんですが、実はこの数字、過去最高の公募数でございました。私、保健所に着任して2年たっているんですが、毎年、年を追うごとに増えていまして、この辺の青少年の意識も、少なくとも募集事業をかけると上がってきているのかなと実感するところでございます。

なお、この応募数、都内の中学生の学生数が割り返すと、6人に1人の方が応募したという状況になってございます。ご参考までにお知らせさせていただきます。

なお、東京都の薬物乱用防止の率先校という仕組みがあるんですが、この薬物乱用防止率先校といたしまして、小金井市様管内におきましては、標語の部門で小金井第一中学校さん、それから、小金井第二中

学校様、そして、東中学校の3校が率先校として登録されてございます。それから、ポスター部門においては中央大学附属中学校が選ばれているところでございます。こうした状況は、皆様の日ごろからのご尽力のおかげであると考えているところでございます。

さて、本日は、お手元に2点の資料を参考資料としてご用意させていただきましたので、少し紹介させていただきたいと思っております。お手元にカラー刷りの、こちらはカラーですけれども、3枚ほどございます。

まず、1枚目が、薬物乱用防止推進に向けた取組実績、これは、多摩府中保健所管内の30年度の実績でございます。

まず、左側、1番を見ていただきますと、不正大麻・けし撲滅対策でございます。詳細は後ほど見ていただければと思うんですが、すみません。(1)の2行目、恐縮ですが誤字を訂正していただければと思います。あへん法、大麻取締法で栽培が禁止されている不正けし・大麻に関する普及「啓発」となっていますが、これは「啓発」です。恐縮です。申しわけございません。普及啓発、それから、具体的には、チラシの配布ですとか、保健所の各種広報誌があるんですが、こういったところでの広報活動、それから、私ども、通常、管内に、ちょうどこれから5月、6月、夏ごろになると、河川敷ですとか、それから、公園、ときには民家のお庭でも、実はけしの花が芽を出してしまったりとかございます。こういったところの抜去作業も、保健所の職員、地道に一個一個引っこ抜いてやっているところでございます。小平のほうにある薬用植物園に行って処分するんですけれども、こういった地道な活動も保健所ではしているところでございます。

それから、その下、ごらんいただきまして、2点目、地域住民に対する薬物乱用防止啓発活動です。通常のパンフレット配布等も行っている、それから講師派遣も行っているところでございますが、近いところでは、府中競馬場、それから、京王閣競輪、ああいった場においても、小学生とかが行くことはないと思うんですが、高校生、大学生などのギャングに興味を持つみたいなきが行ったとしても、そういったところでも、場内の大型ビジョンで防止啓発のスクリーンを出しているところでございます。その下、写真をちょっと載せてございますが、こういったところでそういう場面に行く方たちにも啓発を行っているところでございます。

右上をごらんいただきまして、各市等との連携・情報交換でございますが、北多摩南部薬物乱用防止推進連絡会、それから研修会などを開催しまして、圏域内各市の薬物乱用対策の関係者の皆様方に対する情報交換会、それから、情報提供会議、研修会を行っているところでございます。それに、去年は9月5日に小平の薬用植物園において見学も兼ねて実施したところでございます。

それから、右下、4点目、医療用麻薬・向精神薬等の適正管理でございます。こちら、保健所の通常業務でございますが、管内の薬局、それから薬の卸売事業者に対しまして、常時、立入検査等を実施しているところでございます。保健所には麻薬Gメンのような部署はございませんが、こうした地道な事業を通じまして、薬物乱用防止に取り組んでいるところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、東京都薬物乱用対策推進計画の改定について、少しご紹介をさせていただきます。これは管内の保健所ではなくて、東京都の計画改定がございまして、少し紹介でございます。

現行の改定が平成26年から30年までの5カ年計画でございまして、それが今年度末をもって終了いたします。つきましては、今年度前半から1年間かけまして、4月以降の31年度から5カ年、35年までの計画について改定する予定の案でございます。

お手元の資料にあるところ、まず上の対策でございますが、平成26年から30年までの5カ年については、指導・取締りの強化、それから、啓発活動の拡大と充実、薬物問題を抱える人々への支援、この3つを柱といたしまして、特に危険ドラッグ乱用の拡大を踏まえて、重点的に対策を実施するというのが、これまでの5カ年の方針でございます。

平成26年、皆様、覚えていらっしゃるかもしれませんが、池袋の駅で危険ドラッグを吸引して、車を運転して、何人も人をなぎ倒してしまって、1人死亡しているんですね。あの事件、あの辺が契機になっているところでございます。

それを踏まえて、計画、あったところでございますが、その後の現状が、その下の表の左でございます。こうした計画を立てていても、相変わらず、薬物事犯の検挙人数は2,000人を超える深刻な状況がございまして。平成26年が1,920名、27年が2,149名、増え

ています。28年は2,065名、2,000人ちょっとのところ、増えたり減ったりを繰り返して、総体として一律に減る傾向にはなかなかないのが現状でございます。

それから、特に薬物事犯の検挙人数は26年以降増加しております、特に若年層の乱用が深刻になっております。こういったところの背景には、右の課題を見ていただきたいんですが、特にインターネットなどで「大麻は安全である」などといった誤った情報が拡散していたりだとか、それから、インターネットの仕組みそのものが、インターネットで不正薬物などを買いやすい状況がございまして、こういったところの取り締まりが課題だということもございまして、

そうした一方で、下の、国の動きの右側を見ていただきたいんですが、平成28年6月に刑の一部執行猶予の制度が開始され、28年12月から再犯の防止等の推進に関する法律が施行されています。薬物事犯については、どうしても再犯、繰り返す方が多くて、1回でなかなか直らないというところが実情でございます。そういった方についても、一部刑の執行猶予の制度などを通じて、再犯防止に取り組んでいるところの制度であってほしいという計画で、国の制度がござい

ます。

これを踏まえて、一番下の、今後の計画改定の考え方ですが、啓発活動の拡大、充実、指導・取締りの強化、薬物問題を抱える人々への支援、この3つの柱は引き続き継続することといたしまして、一番最後の行でございますが、特に大麻対策、それから、再乱用の対策等について、これを重点課題として取り組む計画となっております。

1枚、さらにおめくりいただきまして、3枚目です。こちらが、東京都薬物乱用対策推進計画、30年度改定の体系の、あくまでこれは素案です。最終版ではございません。これは、詳しいところは、2月7日から3月8日、つい先日まで、東京都のホームページにおいて、改定体系の、ちょっと細かい何十ページにもなる資料、パブリックコメントを募集していたところでございますが、今日はその素案だけ少しご紹介させていただきます。

左上、ごらんいただきまして、左上に、まず1点、大きな柱として、啓発活動の拡大、充実でございますが、具体的な取り組みとしては、右側に、大学生などの若者が薬物乱用について考える機会を創出する、以下、大麻の知識の啓発などもあります。例えば具体的には、細か

い、厚目の冊子を見ていただきますと、例えば大学はコピーをよくとりますよね、試験の近くになるとコピーをたくさんとるわけですが、そういった大学の生協ですとか、近くのコンビニなどのコピー機に、普通のコピー用紙ではなくて、コピーをすると裏側に薬物乱用防止対策の啓発のPRが印刷してあるコピーの裏面をコピーする、そうするとコピー代金が少し安くなるとか、こうすると、学生、試験の間際、たくさんコピーをとりますので、そういった試験の近くでコピーをとると、自然に啓発を目にするというような取り組みなどが目新しいところでございます。

それから、真ん中の2件目、指導・取締りの強化といたしまして、右側の取り組み事例に監視指導等がございますが、特に先ほど課題で申し上げましたインターネット上でのドラッグ、違法薬物ドラッグの情報監視を強化していく方針でございます。

それから、3点目が、薬物問題を抱える人々への支援については、右の取り組み事例の一番下でございますけれども、対象者への継続的支援のための連携マニュアル、具体的には、関係機関、国ですとか都道府県、それから、各市、東京でいうと福祉保健局ですとか、青少年・治安対策本部ですとか、こういったところ、さまざまな関係機関が連携するための連携マニュアルのようなものを作成していこうという予定を計画するところでございます。

なお、こちらの計画については、パブリックコメントが3月8日に終わっておりまして、ちょうど今日、3月21日、水曜日に、東京都薬物乱用推進本部、都庁で会議を開いておりまして、ここで最終的に本部決定をする予定でございます。決定されますと、4月以降、新たな計画がホームページにアップされる予定でございますので、簡単にご紹介をさせていただきました。来年度もこうしたさまざまな事業を通じまして、青少年の健全育成に取り組みたいと考えておりますので、今後とも引き続きご協力方、よろしくお願い申し上げます。

保健所からは以上でございます。

ありがとうございました。

小金井警察署並びに東京都多摩府中保健所のお二人からお話をいただきました。大変貴重なお話をいただいたと思っております。

何かご質問等ございましたら、どうぞ。

福嶋委員。

西岡会長

<p>福嶋委員</p>	<p>福嶋です。一般市民として、不正大麻やけしの撲滅に関して、自生したけしのどれが有害でどれが無害なのかというのはよくわからないですよね。うちにもそれらしき花がなきにしもあらずなんですが、そういうものにひっかかるものかどうかというのがよくわからないんですけれども、それはどういうふうなところを見ればわかるんですか。</p>
<p>梅津生活環境安全課長</p>	<p>東京都のホームページですとか、それから、東京都薬用植物園のホームページなどには、こういったものがけしですとか、例えば葉っぱの特徴とか花の特徴などを載せてありますので、それをごらんになっていただければと思うんですが、当然、細かいところは、かなりタンポポの葉っぱに似ているんですね、ちょっとギザギザがあったりとか。なので、区別がつかないときは、例えば東京都福祉保健局に健康安全部の薬務課というところがございますので、そういったところで麻薬対策、それから抜去などについての情報を集めておりますので、都庁のほうにご連絡いただければ、そのときに所管の、そこから連絡が所管の保健所におりてきて、私どもが現場に行ってそれを抜去するとか、管理するとかということになると思います。抜いたものは、最終的には薬用植物園のほうに持ち込みまして、そこで鑑定したりですとか、当然、不正な植物でしたらそこで処分するということになります。</p> <p>お庭に生えること、結構ありますか。当然、故意に植えるんじゃないんですけども。</p>
<p>福嶋委員 梅津生活環境安全課長</p>	<p>これ、そうですか。</p> <p>そうです。故意に植える人は、普通の犯罪でなければいけないわけなんですけれども、種とかが飛んでしまうんですね。風に飛ぶだけじゃなくて、種を鳥が食べるんです。食べて、鳥が飛んでいって糞をする。それがお庭とか河川敷とかいろんなところに行って落ちて、芽が出るので、当然、住民の方たちは全くそういうのがわからないところで、いつの間にか自宅の庭に生えてしまうということがしばしばあるらしいんです。なので、当然、東京都の薬務課ですとか、それから保健所にもしばしばそういったお問い合わせはいただきますので、いただければ、専門の薬剤師、薬事監視員が現場に行って確認したりさせていただくこととございます。</p>
<p>福嶋委員 梅津生活環境安全課長</p>	<p>同じけしであっても、そういうものにひっかからない種類も……。何種類もあります。</p>

西岡会長	<p>よろしいですか。ほかにございますか。</p> <p>渡辺委員、どうぞ。</p>
渡辺委員	<p>先ほど、嶋生活安全課長さん、目黒区に比べて、小金井市内は泣き声などの通報が少ないというお話があったんですけども、それは、そういう家庭が少ないということもありますし……。</p>
嶋生活安全課長	<p>それもあるかもしれないです。</p>
渡辺委員	<p>それもあるかもしれませんが、意識が低いということもあるということなので、ただ泣いているだけだと、なかなか通報しがたい、何かある、何回も、あるいは何回だったら通報なのか、なかなかわかりにくいのかなというふうにも。</p>
嶋生活安全課長	<p>確かに渡辺委員が言われたように、そういうことがあるんですけども、目黒区では、1回でも2回でもいいですから、泣き声が聞こえたら110番してくださいというような広報活動をして、確かに、行くともう泣きやんでいたりするんですけども、そのわずかな積み重ねが、遠慮なく110番してくださいという広報活動も、当署としては、今後、提案していきたいかなと考えております。</p> <p>また、私としては、確かに言われたように、そういうお子さんがいないのかもしれませんが、かといって、これぐらいで110番していいのかなとちゅうちょする、そのちゅうちょが大事故につながりますので、そのあたりの意識改革を含めて、会議の場ではちょっとお話しさせていただこうかなとは考えております。</p>
渡辺委員	<p>やっぱり泣き方といいますか、子どもを育てていると、この泣き方はどうだとかと、大体わかるんですけども、多分、聞いた方はわからないと思うんです。例えばですけども、しつけということで、子どもが泣いても、泣かせておく家庭もありますよね。だから、すごくその辺の難しいところで、なかなか通報につながらなかつたりする場合も、特に近所だったりしますと、なかなか……。</p>
嶋生活安全課長	<p>そこでちゅうちょしちゃう方が多いので、それは何万分の1、何十万分の1かもしれませんが、大事故につながるということから、110番の広報活動を含めてさせていただきたいなど。</p> <p>我々が、地域の制服のお巡りさんが行って、泣きやんでいれば、それはそれで済むことですので、ただ、往々にあるのが、このアパートのどこかから泣いているというような110番もあるわけなんです</p>

<p>渡辺委員</p>	<p>ね。そうすると、どの部屋かは、継続的に泣いていないとわからないので、そういうときは、一応、情報待ちというような形ですけれども、統計をとってみますと、やはり泣いている家庭が多いとなると、そこへ改めて各家に訪問するなりして、付近の方の、日中、聞き込みをするなどして、虐待なのか、そうではないのか、やはり見きわめていかなくちゃいけませんので、そのわずかなちゅうちょが重大事故につながるというような考えを持って……。</p> <p>例えば3回泣いていたら通報するとか、ころ合いといいますか、そういうのはすごく、よく泣いている声は聞きますので、ただ、わかっているお宅の場合もありますし、アパートとかだとすごく気になったりする場合がありますので、気になったら電話をするということにしたほうが良いということですかね。</p>
<p>嶋生活安全課長</p>	<p>確かに広報活動する上で、我々のほうで、これぐらいという線引きをしてしまうと、やはり110番をかける方はちゅうちょすることがありますので、最近、聞きなれていない泣き声、泣き声でもいろいろあると思うんですよね。それで、疑問に思ったら110番してくださいと。要は、前に行くか、後ろに行くか、疑問に思ったら、いいほう、いいほうというんですかね、進んでいいほうに、後で後悔するよりは、進んで、我々、警察官は110番していただいたことによって、それについて住民の方を責めるようなこともありませんし、やはり情報を多く仕入れて、それから分析していくということが大切なので、情報がないと分析もできませんので、今後、私としては会議の、出るときには、目黒区のこともそうですし、その後も続いておりますので、それが泣き声一つの、じゃ、どれぐらいの確率かという、ほんのわずかの確率、零コンマ何パーセントでも起きてしまうということですので、迷ったら110番してくださいという活動をしていきたいと思っております。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>地域の見守りの目や耳、とても大切だと思っております。小金井警察署の嶋様のほうからも、広報のあり方についていろいろとご提案したいということのお話もございましたので、小金井市としても連携させていただいて、相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>この予定で、若干12時を過ぎてしまうことになってしまいますが、</p>

<p>鈴木児童青少年課長</p>	<p>どうかご理解いただきたいと思います。すみません。</p> <p>では、進行させていただきます。</p> <p>それでは、その他の②と③、事務局からの報告でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>着座にて報告させていただきます。</p> <p>資料4をごらんください。先ほど市長のご挨拶にもございましたとおり、本市には、小金井市子どもの権利に関する条例がございます。このたび、制定10年を迎えました。また、今年は国連子どもの権利条約制定から30周年の年でもございます。それに関しまして、まず1件目のご報告でございます。</p> <p>昨年秋に、市議会で2件の陳情がございました。内容といたしましては、30陳情第36号、子どもの権利に関する条例を推進するための計画の策定と継続的な検証を求める陳情書及び30陳情第37号、子どもの最善の利益を保障する「子どもオンブズパーソン」の設置を求める陳情書でございます。この2件の陳情書につきましては、平成30年第4回市議会定例会で、平成30年11月29日に採択されております。本市といたしましては、従前からの、のびゆくこどもプラン小金井により条例の推進を行う一方、相談、救済、窓口や条例の広報啓発に関しまして、庁内で設置している子どもの権利に関する条例検討部会で、関係24課により進めてきたところであり、今後も検討を継続してまいります。今回の採択を重く受けとめまして、本日、ご報告を申し上げる次第でございます。</p> <p>また、12月18日に条例改正案が、市議会議員3名の連名により提出されてございます。改正の概要は記載のとおり、(1)4章、子どもにやさしいまちづくりの推進、条例第15条の後段に推進計画の策定と推進計画に関する市民への報告の追加、(2)第5章、子どもの権利の侵害に関する相談と救済、条例第16条の後段に救済窓口と子どもオンブズパーソンの設置規定の追加となっております。</p> <p>以上の内容につきまして、1月25日には子ども・子育て会議、29日に児童館運営審議会と同様に報告をさせていただいております。</p> <p>最後に、先ほど市長からもお話がございましたが、本協議会として、本市の子どもたちの実態を捉える小中学生子ども実態調査についてでございます。本協議会では、2年に1回、市内の小中学校、それぞれ2校を対象にアンケートを実施し、リーフレットを作成してきており</p>
------------------	---

ますが、子どもの権利に関する条例の制定10年となる平成31年度、アンケートの対象を市内の小中学校全校14校に拡大し、小中学生子ども実態調査を実施するというご提案でございます。

次に、資料5をごらんください。スケジュール（案）は、条例10年関連事業として、小学校4年生から中学校3年生の子どもたち、規模といたしましては、今期実施のアンケートの5倍強の数量で行った場合に、現在の事務執行体制で対応できる最短日程ということでお示しをさせていただいております。アンケートの具体的な内容につきましては、次期の青少年問題協議会の審査開始後、7月以降となりますが、それまでの間に事務局である児童青少年課と、子どもの権利に関する条例検討部会の関連各課、とりわけ子育て支援課、教育委員会指導室で内部協議の上、アンケートの事務局案を作成し、7月の本協議会の場へ提出したいと考えているところでございます。

既に市内各校で実施しております、いじめやSNSに関する調査と重複を避けつつ、過去の子どもの権利に関するアンケートや、他市事例も参考に、来月以降、3課で検討し、事務局で取りまとめることになるかと存じます。

なお、子どもの権利に関する条例につきましては、従前も学校、児童館等を通じて普及啓発に努めてきているところでございますが、平成31年度は制定10年ということで、児童館4館合同行事、児童館フェスティバルなど、さらに積極的に機会を設けまして、より多くの方へ向けた普及啓発を実施していく予定でございます。

報告は以上になります。

私のほうからも補足して発言させていただきたいと思っております。

子どもの権利に関する条例制定から10年を迎えることとなります。国連子どもの権利条約制定から30年が経過し、小金井市の子どもの権利に関する条例制定10年を迎えるに当たりまして、条例に関連した2件の陳情をいただいたことは、私としても重く受けとめております。一方で、既存の枠組みの中で継続して取り組んでいくこと、また、条例10年を機に取り組もうとしていたこともございます。

本協議会は、地方青少年問題協議会法による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項を調査、審議する場でございますので、まずは今期実施したアンケートのように、小金井市の子どもの実態をつかむ調査が必要であろうと考えてお

西岡会長

	<p>ります。</p> <p>来期の議論に向けまして、アンケート調査の事務局案を作成するよう、部局へ既に指示をしているところでございます。</p> <p>委員の皆様方におかれまして、本日、この件につきましてご意見がありますれば、事務局案の作成に向けた参考のご意見として、ぜひお聞きしたいと思っております。ご発言をいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、この件につきまして、皆様方から何かご意見、ご提案がございましたら、お寄せいただきたいと思います。</p>
<p>白井委員</p>	<p>すみません。この表の見方ですけれども、資料5の白い、「アンケート集計結果の」で終わっているところがあるんですけれども、その後はどこへ行くのか……。</p> <p>前のほうは、順番に来ているみたいなんですけれども、最後のところは、多分、分析と、上に米印がありますけれども、米印の内容と同じ……。</p>
<p>田中児童青少年係長</p>	<p>事務局からよろしいでしょうか。</p> <p>こちら、ご指摘のとおり、米印の内容と同じ内容が書いてあったのですが、資料の作成上、切れてしまいまして、申しわけございません。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>「アンケート集計結果の分析、啓発手法の検討」というのが入るんですね。</p>
<p>田中児童青少年係長</p>	<p>はい。申しわけございません。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>すみません。資料に一部漏れがございまして……。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>次のご予定がもしおありの方、いらっしゃったら、おっしゃってください。12時過ぎてしまった……。</p>
<p>白井委員</p>	<p>どうぞ、白井亨委員。</p> <p>このアンケートの対象が、小学校4年から6年、中学校ですね。確かにアンケートに答えられるかどうかと考えると、小学校4年からとは思いますが、ただ、子どもの実態となったときに、本人が答えるのか、親が答えるのかわからないですけれども、小学校低学年というのも、何かしら検討というのはできないのかなと思ったので、それについては担当のほうでどういう検討をされたのか、ちょっとそういう経過があれば教えていただきたい。</p>

<p>田中児童青少年係長</p>	<p>事務局からよろしいでしょうか。 小学校1年生から3年生までにつきましては、中学生と同一内容で子どもに実施するとなると、言葉を変えたとしても、なかなかアンケートを実施するのが難しいという判断で、従前の青少年問題協議会のアンケートでも小学校4年生から中学3年生まで、とさせていただき、同一内容で実施してございます。そういったことから、同様の考え方で検討させていただいてございます。</p>
<p>西岡会長 田中児童青少年係長</p>	<p>この資料、小4-6、中1から中3が抜けている。 申しわけありません。こちらも中3までの記載でございます。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>申しわけございません。 他にございますか。</p>
<p>白井委員 西岡会長</p>	<p>今回は全校実施にするということですね。 公立小学校9校、中学校5校、全14校。</p>
<p>白井委員 西岡会長</p>	<p>いいですか。 どうぞ。</p>
<p>白井委員</p>	<p>アンケートというのは、いわゆる定量的な調査になると思うんですね。そのアンケートの中に、例えばフリーワードで書けるような項目があったりもするかと思うんですけれども、それはすごくいいと思うんですけれども、一方で、定性的に調査する部分と、あわせて例えば何か分析するとか、そういう手法もあるとは思うんですが、定性的な実態調査ということについては、何か考えられていることはあるんですか。</p>
<p>鈴木児童青少年課長</p>	<p>前回とったアンケート、いつごろ……。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>10年前。それも含めて……。</p>
<p>田中児童青少年係長</p>	<p>もともとの試案ほうが、前回、10年前、条例制定前にとったアンケートをベースに、また、それ以降、この間に子どもたちの状況も変わっておりますので、そういったものを反映させていただいて、他市の情報等も含めた形で一つのアンケートをつくり上げようかという形で、事務局のほうでは考えております。</p>
<p>白井委員 西岡会長</p>	<p>いいですか。 はい。</p>
<p>白井委員</p>	<p>それはそれで同じものを作って経年比較もできると思うんですね。</p>

	<p>あわせて、何か定性的なもの、例えばモデルいいんじゃないみたいな形でピックアップして、定性的に子どもの実態、生活習慣とか、感じていることを調査するというのも、もう一つ加えて、そっちはそっちで、定量と定性、合わせて何か違う結果というか、新しい発見があるかもしれないなという、ちょっとその辺の……。ごめんなさい。余計なことを発言しちゃったのかもしれないんですけども、そこまで考えていないんだったらそれで結構です。</p>
<p>田中児童青少年係長</p>	<p>事務局から、よろしいでしょうか。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>はい。</p>
<p>田中児童青少年係長</p>	<p>そちらの部分につきましては、アンケート結果を、専門委員会のほうにお任せするという形で考えておりましたので、アンケート集計結果ができた段階で、専門委員会のほうでまた分析していただいて、そこから通常の青少年問題協議会の流れよりも、今回は、丸1年間、専門委員会を開催する期間が多くとれるスケジュールになっておりますので、そこで、そういったものが必要だというお話になれば、追加で各学校とかにお願いするということもあり得るかと思っております。ただ、現状、事務局のほうでは全体のアンケートの部分までしか試案としては考えておりませんでしたので、このような形となっております。</p>
<p>西岡会長</p>	<p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>他にないようでございますので、閉会ということにさせていただきたいと思っております。今後、お示ししましたスケジュールにつきまして、来期の準備を進めさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして本協議会を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。</p>